

令和 5 年 度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 水 産 省

令和 5 年 度

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 14 条の規定により、令和 5 年度における農業に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び協同農業普及事業交付金（以下単に「交付金」という。）の交付を受けて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 40 条の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するために作成したものである。

目 次

	頁
第 1 令和 5 年度の予算	(1)
第 2 令和 5 年度において実施された事業の概要	(2)
1 普及指導員の設置	(2)
(1) 普及指導員の設置	(2)
(2) 普及指導員の資格試験	(3)
2 普及指導員の活動	(3)
(1) 活動体制	(3)
(2) 活動方法	(3)
(3) 活動内容	(4)
3 普及指導センターの運営	(6)
(1) 指導用機材の整備	(6)
(2) 巡回指導用車両の整備	(6)
(3) 情報の整理・提供	(6)
(4) 地域農業改良普及推進協議会等の開催	(6)
(5) 産休等普及指導員代替職員の設置	(6)
(6) 新規就農促進活動の実施	(7)
4 普及指導協力委員等の活動	(7)
5 農業者研修教育施設の運営	(7)
(1) 施設の運営	(7)

(2) 指導職員の指導力の向上	(7)
(3) 研修教育用機材の整備	(7)
6 普及指導員等の研修	(8)
(1) 実践指導力の確立期	(8)
(2) 専門指導力の確立期	(8)
(3) 総合指導力の確立期	(8)
(4) 企画・運営能力の確立期	(8)
7 農村青少年団体の指導者の育成	(8)
(1) 農村青少年に対する支援	(8)
(2) 青年農業士の育成	(9)

付 表	(10)
-----	------

第1 令和5年度の予算

農業改良助長法により交付金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第7条第1項の規定により、次のように定められている。

- 一 普及指導員を置くこと。
- 二 普及指導員が同法第8条第2項各号に掲げる事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。
- 三 普及指導センターを運営すること。
- 四 普及指導協力委員が同法第13条第2項の規定により活動を行うこと。
- 五 農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと。
- 六 普及指導員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。

令和5年度において定められた交付金の額は、2,350,000,000円であり、その都道府県別の額は付表1のとおりである。

(参考)

(普及指導員)

第8条 (略)

2 普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

- 一 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。
- 二 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

3 (略)

(普及指導協力委員)

第13条 (略)

2 普及指導協力委員は、普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

第2 令和5年度において実施された事業の概要

協同農業普及事業については、近年の農業及び農村を巡る情勢の著しい変化に対応し、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、併せて農村生活の改善に資するため、農林水産大臣が定める協同農業普及事業の運営に関する指針を基本として都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に従って、次のとおり実施した。

1 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員が設置されている。

なお、普及指導員の任用に当たっては、農業改良助長法第9条の規定により一定の資格が必要とされており、資格試験に合格した者に与える方法、一定の学歴及び経験を有する者に与える方法及び都道府県において一定の基準を満たす者に与える方法が定められている。

(1) 普及指導員の設置

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を実施するとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行っている。また、普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有する者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置している。

さらに、一部の普及指導員は農業者研修教育施設（道府県農業大学校等）に所属し、青年農業者その他の農業を担うべき者に対して、農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識に関する研修教育を行っている。

令和5年度末における設置数は5,948人であり、その学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、普及指導員の都道府県別設置数は付表2のとおりであり、都道府県別の担当部門別設置数は付表3のとおりである。

普及指導員の学歴別構成（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区 分	大 学 院	大 学	新 農 講	短 大		高 校	計
				短 大	農 講 等		
員 数 (人) 比 率 (%)	1,270 21.4	4,224 71.0	123 2.1	158 2.7	156 2.6	17 0.3	5,948 100.0

注）新農講…農業改良助長法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 4 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する施設（大学を除く。）

農講等…農業改良助長法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号に規定する施設（短期大学を除く。）

普及指導員の年齢別構成（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区 分	25 歳 以下	26～ 30 歳	31～ 35 歳	36～ 40 歳	41～ 45 歳	46～ 50 歳	51～ 55 歳	56～ 60 歳	61 歳 以上	計
員 数 (人) 比 率 (%)	99 1.7	508 8.5	530 8.9	340 5.7	414 7.0	697 11.7	1,195 20.1	1,521 25.6	644 10.8	5,948 100.0

(2) 普及指導員の資格試験

普及指導員の資格試験は、農林水産大臣が農業改良助長法施行規則第 2 条から第 11 条までの規定に基づき実施しているが、令和 5 年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

普及指導員資格試験実施概要

受 験 者 数 (人)	合 格 者 数 (人)	合 格 率 (%)
683	427	62.5

2 普及指導員の活動

(1) 活動体制

普及指導員の活動体制については、各都道府県の農業を巡る情勢、地域の特性等に即して、最も効率的かつ効果的な普及指導活動を実施することができるよう、各都道府県の実情に応じた体制が整備されているが、特に普及指導活動の総体としての機能を十分に発揮させるため、普及指導活動に関する総合的な企画調整及び普及指導員への技術情報の伝達が円滑に行われるよう配慮されている。

(2) 活動方法

普及指導活動方法については、地域の特性に応じて高度な農業の技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の方法を用いて、農業の担い手の技術革新に向けた取組を支援する活動並びに関係機関及び地域の指導者との連携の下に地域農業の技術及び経営に関する課題の解決を支援する活動への重点化を図っている。この重点化に当たっては、青年農業者

その他の農業を担うべき者による農業の技術及び経営方法の習得、農業経営及び農村における女性の活躍や多様な人材の活用の促進等に留意しつつ、普及指導活動の課題の内容に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合等が担うべき分野を明確にし、これらと適切に役割分担して、全体として成果が得られるよう努めている。

また、普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するために、農業者等に対する支援の充実・強化に向けた普及指導活動に要する時間の確保やICTの活用による効果的な情報提供の実施、公的機関が担うべき分野における取組の強化に向けた多様な関係者・機関のコーディネートや先進的な農業者等とのパートナーシップの構築、より実用性の高い技術の開発に向けた試験研究機関・民間企業等との連携強化、情報共有や技術協力等による都道府県間の連携、普及指導計画等の策定・評価・改善による普及指導活動の推進、調査研究の適切な実施やその成果の活用等に取り組んでいる。

(3) 活動内容

普及指導員は、国の施策の展開方向及び地域農業の状況に鑑み、公的機関が担うべき役割を踏まえ、次に掲げる普及指導活動の基本的な課題について、取組を推進した。

① 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営に取り組む経営体及びこれを目指す経営体、新規就農者、法人経営や将来法人化が見込まれる集落営農組織、地域農業を牽引する経営体の育成・確保に向けた取組を推進した。また、農業経営及び農村における女性の活躍や多様な人材の活用のための取組を推進した。

② スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化

ロボット・AI・IoT等を活用するスマート農業の実践、ドローン等の先端技術を使った次世代型農業支援サービスの活用、国内外の需要に応える生産体制の構築、農業生産工程管理（GAP）の導入等による生産・流通現場の技術革新や生産工程の効率化等生産基盤の強化に向けた取組を推進した。

③ 気候変動への対応等環境対策の推進

気候変動に対する緩和策と適応策の推進、生物多様性の保全等のため、有機農業等の環境保全型農業や総合的病虫害・雑草管理（IPM）、土づくり、温暖化等気候変動に対応した品種・品目転換を含めた生産安定技術の普及等の取組を推進した。

④ 食料の安定供給の確保

農業生産資材の適切な利用等による食品の安全確保や家畜伝染性疾病予防・病虫害防除の対策等を通じた食料の安定供給に向けた取組、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組を推進した。

⑤ 農村の振興

地域資源を活用した所得・雇用機会の確保等を図るため、複合経営等の多様な農業経営、地域資源の発掘と他分野との連携及び六次産業化、地域農業振興に関する合意形成支援、中山間地域等の条件不利地域の振興、鳥獣被害対策など農村の実態や要望に応じた取組を推進した。

⑥ 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

放射性物質の吸収抑制対策や被災地における営農再開に向けた支援等、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組を推進した。また、自然災害や新型コロナウイルス等感染症のまん延に対する備えを強化する取組及び地震や豪雨等の大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組を推進した。

また、これらの課題への取組を実施する上で、新規就農者等への支援、新技術導入支援、次世代型農業支援サービスの活用促進、農村における多様な人材等との連携に当たっては、次に掲げる事項に取り組むものとした。

① 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援及び新規就農者の受け皿となる農業経営の法人化や企業の農業参入を推進した。また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行った。

② 地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、試験研究機関や民間企業等と連携し、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた、地域の現場環境に応じた新たな技術体系の確立及び定着を図った。

③ 次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題に対応するため、農作業工程の整理や経営分析等により、ドローン等の先端技術を使った作業代行やシェアリング・リース等の次世代型農業支援サービスが労働負担軽減や経営改善に有効な場合、これを活用した農業経営の発展を支援するよう努めた。

④ 農村における多様な人材・機関との連携

農業者に対する技術及び経営指導を担う中で、農村の実態や要望を把握するとともに、行政機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関その他他産業の関係者を含む多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮し、地域ごとに異なる様々な農村の課題解決を図った。

3 普及指導センターの運営

普及指導センターについては、直接農業者に接して行う普及指導活動を本来の職務とする普及指導員の活動拠点並びに農業者等のスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するように、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関との連携体制の整備がなされている。

さらに、普及指導センターが、普及指導員の活動により得られた知見の集約をはじめとする諸活動を通じて、普及指導員の活動を適切に支援できるよう、その体制の整備に努めている。

令和5年度末の普及指導センターの都道府県別設置数は、付表2のとおりである。

令和5年度においては、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、指導用機材及び巡回指導用車両の整備、情報の整理・提供等を行った。

(1) 指導用機材の整備

普及指導員が普及指導活動を行う上で必要な農業に関する高度な分析・診断機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材等を普及指導センターに整備した。

整備を行った主要な機材は次のとおりである。

区 分	種 類
分 析 ・ 診 断 機 材	葉緑素計、pH メーター、EC 測定装置、硝酸イオン計等
情報収集・処理・提供機材	タブレット、デジタルカメラ、プロジェクター等

(2) 巡回指導用車両の整備

効率的、機動的な普及指導活動を行うため、普及指導センターに巡回指導用車両を111台整備した。

(3) 情報の整理・提供

普及指導活動を効率的に行い、農業経営又は農村生活の改善及び新規就農の促進に資するため、農業者及び農村青少年並びに技術、経営、普及指導活動等に関する有益な情報を整理・提供した。

(4) 地域農業改良普及推進協議会等の開催

普及指導活動の効果的な推進を図るため、普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行った。

(5) 産休等普及指導員代替職員の設置

普及指導活動の円滑な維持推進を図るため、普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う者として、産休等普及指導員代替職員を84人設置した。

(6) 新規就農促進活動の実施

青年層をはじめとした農業の内外からの新規就農者の確保と早期の経営確立、定着促進のため、市町村、農業協同組合、教育機関、農業者、農地中間管理機構、農業委員会、民間企業等の関係者・関係機関と連携し、就農準備段階から経営開始後まで、一貫して支援する地域の就農受入体制に主として技術指導や経営指導の観点から参画し、新規就農等を支援した。

4 普及指導協力委員等の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として4,315人委嘱し、積極的にその協力を得た。その他、普及指導活動に関する課題の収集や技術及び知識の情報提供等に協力する者（普及情報協力者）の協力を得た。

5 農業者研修教育施設の運営

農業技術や経営方法に関する実践的な研修教育を講義、実習等を組み合わせて行い、就農希望者、青年農業者等の農業を担うべき者の養成を行う中核的な教育機関として、42道府県に農業者研修教育施設（道府県農業大学校等）が設置されている。

(1) 施設の運営

農業者研修教育施設においては、長期の研修教育を行う養成課程を置いているほか、一部では養成課程の卒業者等に対し、より高度の研修教育を行う研究課程を設置している。また、農業の担い手に対し技術・経営等の発展段階に応じて専門的かつ体系的な短期の研修教育を行う研修課程を設置している。

養成課程においては、専門区分及び専攻コースを設け、講義及び演習・実習により、農業の担い手として必要な技術及び知識を計画的、体系的に習得させ、研究課程においては、専攻区分を設け、より高度な研修教育を行い経営環境の変化に迅速に対応し得る高度な経営管理能力を習得させた。また、研修課程においては、社会人を含む幅広い世代の就農希望者及びキャリアアップや経営発展を目指す農業者等に対して、農業経験や技術力及び経営力の習得状況に応じた研修教育等を実施した。

(2) 指導職員の指導力の向上

指導職員の指導力向上のための研修計画の下で体系的な研修を実施し、当該計画の評価を行いながら指導職員の資質の向上を図った。また、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営知識・経験を有する者と連携し、経営関連科目の教育水準の向上に努めるとともに、先進的な農業経営者や他産業の経営者、財務・会計の専門家等の外部講師の活用を進めた。

(3) 研修教育用機材の整備

研修教育に必要な実習用機械や分析・診断機材等を計画的に整備した。

6 普及指導員等の研修

農政上の重要課題や農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応し、普及指導員としての技術指導能力及び課題解決能力の継続的な向上を図るため、人材育成計画に基づき、令和5年度には次のような研修を実施した。

(1) 実践指導力の確立期

普及指導員としての基本的な活動を行う能力を習得するため、普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施した。

(2) 専門指導力の確立期

担当する地域の課題を解決する能力の向上を図るため、専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上等に関する研修を実施した。

(3) 総合指導力の確立期

都道府県内の総合的な課題を解決する能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施した。また、若手普及指導員等の育成に資するよう人材育成に関する研修を実施した。

(4) 企画・運営能力の確立期

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施した。

7 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年に対する研修並びに青年農業士の認定とその育成及び活動の助長等を行った。

(1) 農村青少年に対する支援

優れた指導者の育成を図るため、社会人を含む幅広い世代の就農を希望する農村青少年に対してその成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、安定的な農業経営の展開に必要な農業の技術及び経営方法等を計画的に習得させ、又は、その集団活動を促進させるための研修等を実施した。また、研修教育の内容、その成果や実施体制について、外部評価を行い、改善を行った。

令和5年度において実施した研修の主なものは、次のとおりである。

① 就農支援の取組の推進等

農業者研修教育施設において、農家出身でない学生や雇用就農する農家出身の学生等が増加していることを踏まえ、学生等の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング、普及指導センターとの連携等の就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう関係機関と連携し、継続的な支援を実施した。

② 農業者研修教育施設での実習等体験

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業者研修教育施設において農業高校や普通高校等の生徒に対する研修の機会の提供等を実施した。

(2) 青年農業士の育成

農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、32道府県において優れた農村青少年を「青年農業士」として認定し（令和5年度末認定者数5,681人）、農村青少年団体の指導者として位置づけるとともに、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。